

団体事務における不適切な事務処理  
調査報告書及び再発防止策

令和4年7月

中野市

## 目 次

- 1 団体事務における不適切な事務処理の概要
- 2 調査について
- 3 原因について
- 4 再発防止策について

はじめに

令和2年3月に本市職員が事務局を務めていた「中野市きのこ・果実消費拡大実行委員会」が実施した事業に未払いがあることが発覚しました。

その後、未払いとなっている事業の調査を実施し、現状が把握できたことから令和4年5月に公表を行いました。

これら原因の調査及び再発防止策について、この度、本報告書にまとめたものであります。

本事案は、市政に対する住民の皆様の信頼を大きく失墜させるものであり、改めて全職員が一丸となり再発防止に向けた取組を実施し、市民の皆様の信頼回復に努めて参ります。

令和4年7月6日

中野市長 湯本 隆英

## 1 団体事務における不適切な事務処理の概要

令和2年3月24日、本市経済部売れる農業推進室（組織再編により廃止され、現在は農業振興課で事務を引き継いでいる。）が事務局を務めていた「中野市きのこ・果実消費拡大実行委員会（以下「実行委員会」という。）」が過去に実施した事業で、本市農産物等のメディアプロモーション業務を委託していた長野市の事業者から、平成30年度の費用の一部について未払いがある旨の報告があった。

当該未払い分については、当時の担当職員が口頭発注等、ずさん・不適切な事務処理を繰り返し、契約書作成など必要な手続きを行わず、業務完了書類や相手先の事業者への発注状況の把握も出来ていなかったことから、事業の実施状況など不明点も多く、請求内容の調査に多大な時間を要することとなった。

通常業務と並行しての確認作業であったこと、また、事案の内容から少人数で確認作業を行う必要があったことも、多大な時間を要する要因となった。

担当職員の在職中は、多い月には複数回発注業務について事実確認を行い、実行委員会の総会資料や事業実施の打合せ記録などから、実際に行われたものかを確認した。また、令和3年3月に担当職員が退職し、それ以降も面談を行い事実確認を継続した。

調査や顧問弁護士との相談の結果、市は、相手先の事業者からの請求額17,639,175円の支払い義務があることを令和4年4月に確認したが、実行委員会は令和3年度事業をもって、その目的を達成したことから解散することとしており、そのため、同請求額は市職員が事務局を務めていたことにより未払いが発生したことから、市に対し損害賠償として請求された。

市は、本事案は故意及び重大な過失があると判断し、元職員に対し国家賠償法に基づく求償を行い、協議の結果6,000,000円で和解することとした。

これらの事案については、議案として令和4年6月中野市議会定例会に提出し可決されたため、令和4年7月1日に相手先の事業者に対し17,639,175円の支払いを行い、同月5日に元職員へ求償した6,000,000円の入金を確認した。

(1) 経過について

表1 発覚からの事案対応の経過

年 月 日	内 容
令和2年3月24日	相手先の事業者から未払金がある旨の報告を受ける。
令和2年3月24日	当時、事務処理を担当していた職員に事実確認を行う。
令和2年度～	担当職員、上司及び相手先の事業者に面談、電話等により聞き取りを複数回行う。
令和3年3月31日	不適切な事務処理を行っていた職員が退職する。
令和4年2月上旬	未払い金額について業務執行及び請求額の確認が完了する。
令和4年2月上旬	顧問弁護士に相談を開始する。
令和4年4月27日	中野市きのこ・果実消費拡大実行委員会が解散する。
令和4年4月27日	元職員と面談し、市としての方針を伝え和解協議を開始する。
令和4年5月10日	相手先の事業者から損害賠償請求書の提出を受ける。
令和4年5月11日	議会全員協議会で報告を行う。
令和4年5月18日	元職員と面談し、和解案を決める。
令和4年6月2日	6月議会定例会へ未払金に係る和解及び損害賠償の額について及び求償に係る和解について議案を提出する。
令和4年6月7日	懲戒審査委員会で上司の監督指導上の措置を決定する。
令和4年6月17日	6月議会定例会において関係議案が可決される。
令和4年7月1日	損害賠償額 17,639,175 円を支払う。
令和4年7月5日	求償額 6,000,000 円の入金を確認する。

○ 令和4年6月議会定例会 議案第5号

令和4年6月17日 可決

未払金に係る和解及び損害賠償の額について

元職員が事務局を務めていた中野市きのこ・果実消費拡大実行委員会において、不適切な事務処理が行われたことにより、相手方に未払いによる損害を与えたことについて和解をし、損害賠償の額を決定するものとする。

損害賠償の額 17,639,175円

○ 令和4年6月議会定例会 議案第6号

令和4年6月17日 可決

求償に係る和解について

元職員が事務局を務めていた中野市きのこ・果実消費拡大実行委員会において、不適切な事務処理が行われたことにより、市が負う損害賠償の一部を元職員へ求償することについて和解するものとする。

求償額 6,000,000円

## 2 調査について

### (1) 調査体制

本事案発覚後、経済部長、売れる農業推進室長及び推進係長の3名により事実確認を開始する。令和2年度をもって売れる農業推進室が組織再編により廃止されたことから、令和3年度からは、経済部長、農業振興課長及び振興係長の3名により事実確認を行っている。

### (2) 調査内容

令和2年3月24日から令和4年2月上旬まで、元職員、当時の上司及び相手先の事業者に対し事実確認を行い、以下の点について確認した。

- ・横領、着服、私的流用等の事実がないことを確認した。
- ・未払い事業が実施されていることを確認した。
- ・未払いとなっている事業に要した費用の内容について、相手先の事業者から明細を徴取し確認した。
- ・本事案以外に未払いとなっている事業が無いことを確認した。
- ・元職員から相手先の事業者へ発注した業務全50件について確認作業を行った。

表2 調査年度及び該当件数

調査年度	該当件数
平成26年度	4件
平成27年度	9件
平成28年度	7件
平成29年度	16件
平成30年度	14件
合計	50件

### (3) 市が受けた損害について

元職員は、平成 24 年度から平成 30 年度までの間、経済部売れる農業推進室の担当となり、実行委員会から相手先の事業者への業務依頼を主に一人で行っていった。今回の未払い事案は、市の事務・会計処理とは別に行われていたため、実行委員会の本件に係る書類等の分析及び調査を行った。

未払いのあった預金口座について、未払いが発生した期間の全ての支出を調査し、実行委員会の支払額と相手先の事業者からの報告が一致しているかを確認した。調査の結果、元職員は下記の要領で未払いを発生させていることが確認された。

#### ① 口頭での発注

見積徴取、契約、実績報告など、関係書類の作成を行わず、口頭により繰り返し業務を発注していた。この発注行為により、元職員は相手先の事業者に対し、支払いが必要な額を正確に把握することが出来ない状態となっていた。

#### ② 支払額の調整

元職員は、実行委員会の予算額に合わせた請求書を相手先の事業者を作成させ、請求額と支払額を調整していた。実行委員会の予算の範囲内での支出であり、支払額は預金通帳とも一致していることから、実行委員会における決算監査において未払いを発見することは出来なかった。

また、相手先の事業者は、実行委員会から支払いを受けた金額について、過去の未払い分から消し込み処理を行っていたことから、令和 2 年 3 月に未払いとして報告のあった事業は平成 30 年度分の 10 事業であった。

#### ③ 預金口座からの支出行為

団体事務の性質上、実行委員会の事務局長であった売れる農業推進室長の決裁を得ることで、実行委員会の預金口座からの支出が可能で

あったことから、意図的に上司に対し正確な報告をせず、支出行為を行っていた。

上記の調査により、判明した未払い額は以下のとおりである。

表3 相手先の事業者への未払い額の推移

(単位：円)

年度	事業費		支払済額		未払い額	
	当該年度 (A)	累計 (a)	当該年度 (B)	累計 (b)	当該年度 (A-B)	累計 (a-b)
H26	6,404,434	6,404,434	3,658,529	3,658,529	2,745,905	2,745,905
H27	4,172,560	10,576,994	3,862,400	7,520,929	310,160	3,056,065
H28	17,740,000	28,316,994	16,740,000	24,260,929	1,000,000	4,056,065
H29	27,287,910	55,604,904	18,876,000	43,136,929	8,411,910	12,467,975
H30	26,350,000	81,954,904	21,178,800	64,315,729	5,171,200	17,639,175

表4 調査により未払いを確認した事業（平成30年度分10事業）

No.	中野市きのご・果実消費拡大実行委員会発注事業	未払い額
1	信州SOUL 2018・会場設営費	369,175円
2	ヤクルトスワローズ2018ファン感謝デー	756,000円
3	信州なかのフェア in 横浜 2018	6,480,000円
4	「信州なかのの極み」広告宣伝費	378,000円
5	中野市教育委員会・生涯学習講演会補助	100,000円
6	信州なかの酒米プロジェクト	918,000円
7	信州なかの酒米プロジェクト・追加分	54,000円
8	2018（平成30年度）食の大使下期活動費	1,240,000円
9	平成30年度農産物PR業務委託費	2,160,000円
10	スーパーマーケットトレードショー2019	5,184,000円
合計		17,639,175円

上記のとおり、相手先の事業者から請求のあった10事業について、適正に事業が実施されていること、また、元職員が職務として事務局を務めていた実行委員会で発生した未払い金であることから、市に対する損害賠償請求として相手方の事業者から請求されたものであり、国家賠償法の規定に基づき、市は、損害賠償請求額17,639,175円の支払い義務があることを確認した。

#### (4) 元職員への求償について

元職員は、経済部売れる農業推進室在職期間中、実行委員会の事務局を務めていた際に、口頭発注等、ずさん・不適切な事務処理を繰り返し、相手先の事業者にも未収金による損害を生じさせたことを認めている。

実行委員会が解散することが決まっていたことから、相手先の事業者からは市に対し未収損害金 17,639,175 円の損害賠償請求を行うとの報告があり、市は元職員に対し損害賠償請求の一部について、国家賠償法の規定により求償を行うこととした。

市と元職員は協議を重ね、市に対し 6,000,000 円を支払うことで和解したいと元職員から申し出があった。

求償の金額設定の根拠は、市の顧問弁護士の助言も参考に、市が負った損害賠償に対する責任割合を元職員 3～4 割程度とし、重過失の認められた元職員に対し、責任割合相当の 6,000,000 円を求償することとしたものである。

#### (5) 上司の責任について

当時の上司には監督責任が認められるものの重過失までは認められず、令和 4 年 6 月に当時の上司に対する監督指導上の措置を行った。

### 3 原因について

本事案の最大の要因は、元職員の倫理観の欠如である。

しかし、元職員が長年にわたり相手先の事業者への口頭発注を繰り返し行い、実行委員会において書類作成や預金口座の管理体制が不十分であったため、支払いする際の決裁等が十分に機能していなかったことや、市の財務規則に則った事務処理が正しくなされているか否かなどについての確認体制が構築されていなかったことも、極めて重大な問題である。

以下、本事案における団体事務の問題点を記載する。

#### (1) 契約書類等の確認体制

団体事務においても、事業の実施に当たっては、見積徴取や契約書類等の作成など、市の財務規則に則った事務手続きが必要であるが、実行委員会事務局内での確認行為が十分になされていなかった。

#### (2) 会計事務に関するチェック体制の不備

団体事務における監査では、請求に基づく支払いを預金通帳と突合することで確認しているが、支払いに至るまでの事務処理手続きについては十分な確認がなされていなかった。

#### (3) 事務分担・人事配置のあり方の問題

元職員は、平成 24 年度から平成 30 年度までの 7 年間、売れる農業推進室に在職しており、同一の業務を担当していた。今回の事案では、元職員が事業について他の職員よりも格段に詳しくなり、本人の意図するままに事業を行ったことが未払い行為を発見できなかった要因の一つだと考えられる。そのため、事業を同一の職員に長期間担当させ、なおかつ一人での作業となる事務分担や人事配置上の問題が挙げられる。

#### 4 再発防止策について

市の事務はもちろん、市が事務局を担う団体の事務についても、その会則や市の事務処理基準に基づき、見積書、契約書等の必要な書類の整備・確認を行うなど、適正な事務処理について更なる徹底を図るとともに、定期的な人事異動を実施しコンプライアンス研修を行うなど、再発防止に努める。

また、第4次中野市行政改革大綱に基づく第4次中野市行政改革集中プランにおいて、各種団体の行政からの自立を推進するものとしており、今回の事案を含め、全ての団体事務の現状把握と見直しを行い、市が事務局を務める団体の数を減らすものとしている。